

柔道の歴史と訴訟

前田岳史

〈目次〉

序文

第1章 柔道の創始者「嘉納治五郎」

第2章 柔道の普及と発展

第3章 柔道の危険性

第4章 柔道事故による訴訟

第5章 結論

序

柔道とは、柔道場で相手を豪快に投げることを、抑え込むことをイメージする人も多いと思う。確かにそれも柔道であるのに変わりが無いが、そのような単なる格闘技ではなく、「礼に始まり、礼に終わる」という作法を重んじ精神の鍛錬に重点を置き、「柔能く剛を制す」という言葉があるように、柔道の技術を習得することで身体の小さい人でも体格や力で勝る人を制することが出来るスポーツである。しかしその一方で命に関わる大きな怪我と隣り合わせのとても危険なスポーツであるため、柔道事故訴訟も少なくない。現在、学校での武道必修化がされており、柔道も必修科目として取り入れられている。今、とても身近に感じられる「柔道」という競技の成り立ち、危険性等の観点から論じていこうと思う。

第1章 柔道の創始者「嘉納治五郎」

嘉納治五郎という人物は、各学校の柔道場の神棚に写真がかけられ柔道競技に携わる選手などから、一つの宗教と思える位、尊

敬されている人物である。また、嘉納は、昔から残っていた「柔術」と呼ばれる古武術を改良し、1882 年(明治 15 年)に自ら講道館を設立し、その場所を拠点として「柔道」を始めた。嘉納は、柔道の基本原理を「心身の力を最も使用する道」(精力善用)と説き、「己を完成し、世を補益すること」(自他共栄)を柔道修行の目的と説き、柔道競技の発展と拡大を促し、日本のスポーツ振興に貢献したことから「体育の父」と呼ばれた人物である。その他にも、学習院大学の教授等を経て「知徳・体育・徳育」としての柔道を通して、弟子の人格形成に貢献し、「教育の父」とも呼ばれている。

第 2 章 柔道の普及と発展

現在、日本をはじめ、世界で行われている柔道は、嘉納が講道館を設立した 1882 年以降、様々な経緯を経て普及していった。1887 年(明治 20 年)頃から学校でも課外授業として行われ、1931 年(昭和 6 年)には成科目としても取り上げられ、学校対抗試合等も盛んに行われた。また、警察でも警察官育成課程に採用されるだけでなく軍隊や会社、町道場でも盛んに行われるようになった。しかし、1945 年(昭和 20 年)の第二次世界大戦直後は、戦後進駐軍の「武道禁止」の命により、学校等で柔道を行うことは禁止された。それから 1948 年(昭和 23 年)に全日本柔道選手県大会が復活し、翌年の 1949 年(昭和 24 年)には、全日本柔道連盟(全柔連)が結成され、復興の兆しが見えてきた。1950 年(昭和 25 年)には、学校での実施が許可され、全国的な大会も行われ始め、男女問わず人気のある柔道は、1964 年(昭和 39 年)の東京オリンピックで初めて男子の正式種目として採用され、女子の正式種目としては、1992 年(平成 4 年)のバルセロナオリンピックで採用され、それ以降、オリンピック競技として世界各国で行われている。また現在では、2012 年(平成 24 年)に中学校の保健体育の授業において、

武道が必修化され、より身近な存在となった。

第3章 柔道の危険性

序文において述べているが、柔道は命に関わる大きな怪我と隣り合わせのスポーツである。今から取り上げる「急性硬膜下血腫」という怪我は、柔道競技において頻繁に起こる怪我の一部の例である。「急性硬膜下血腫」とは、柔道などの激しい動きをするスポーツ競技の最中に、回転加速損傷(頭蓋骨内の脳が回転した勢いで血管などを傷つけること)が起こるような激しい衝撃を受けた際に、発症する。柔道は常に体を回転させ、頭部をぶつけやすい為にその怪我を発症するリスクが高い。また、急性硬膜下血腫は柔道初心者や、実力差、水分補給の少なさや体格差によって、その他のスポーツ競技と比べると、かなり発症しやすい。このような危険性を持つスポーツであることを頭に入れて指導・稽古に励んでほしい。

第4章 柔道事故による訴訟

柔道教室回転加速損傷事故損害賠償請求事件(長野地松本支判平 23・3・16 判時 2155 号 76 頁)

〈概要〉

民間のスポーツ団体が主催する柔道教室で小学6年生の児童が指導者から左襟体落としをかけられたところ、回転速度損傷により急性硬膜下血腫を発症し重度の後遺障害を負った。裁判所は指導者が結果の発生を予見できたとして、その過失を認めた。

〈事実〉

原告甲(当時 11 歳 9 ヶ月)は平成 18 年 9 月頃に被告乙が主宰している柔道教室に入会し、指導を受けていた。平成 20 年 5 月 27

日に松本市所在の体育館において午後 7 時 30 分頃から準備体操を含めた稽古が通常の練習内容で行われた。午後 9 時 10 分頃、乱取り稽古の終盤で甲は乙と乱取り稽古をしていた。乙は甲の稽古として連続技をかけさせ、3、4 本投げられた。続いて、甲に技をかけさせ乙が受けてかわすことを 2 回繰り返し、乙は 1 回投げられた。その後、乙は甲を切れよく方襟の体落として投げた。その際投げられた甲が頭を打たないように引手を引き上げ補助した。その後、乱取りを再開し、組んだ状態で 10 秒から 20 秒畳の上を移動した後、甲が突然崩れ落ちた。午後 9 時 20 分頃乙は救急車を要請し、甲の家族に連絡、甲は病院に救急搬送され緊急手術を受け急性硬膜下血腫と診断された。

〈裁判所の判断〉

スポーツ指導者の過失に密接に関わるのは、「結果予見の可能性」である。これについて判決は、「柔道においては、頭部外傷の事故が多く、投げ技をかけた際に死亡や重度の傷害を負いやすい」とされ傷害事故を防ぐための指導方法においては、医学的文献はもとよりスポーツ指導者を対象にした一般的文献、インターネットでも事故及び機序が広く紹介されていること等を含め、必要な知識として要求されるものだとなれば、直接頭部を打撲しなくとも重篤な結果が生じることは稀有な事例とは言えず、この情報に関しては容易に取得可能な方法で知らしめられていた。危険の伴うスポーツである柔道の指導者としては、随時こうした情報を入手する努力をする必要がある。未成年者を指導し事故の発生を未然に防ぎ、事故の被害から指導を受ける者を保護する立場にあるため少なくとも認識しうる知識であった。指導者乙に関しても体落としにより回転加速損傷が生じ急性硬膜下血腫が発症するとの結果について予見可能性があったとし、過失を認めた。

第5章 結論

これまで柔道の起源と普及・危険性などについて紹介してきた。スポーツにはスポーツを通して楽しむこと、学べることがたくさんある反面、命に関わる重大な事故があることを理解できただろうか。今回例に挙げた柔道は、とても危険なスポーツである。そのため安全指導講習や重篤事故を防ぐ具体的な提案について指導者・保護者・関係者が時間を作って話し合い、実践する姿勢が必要である。また知識の再取得を心がけ安全配慮を徹底することが大切である。その対策をしたうえで日本の伝統的武術を多くの人に体験してもらい、危険なスポーツとしての認識だけでなく、柔道の「心・技・体」を学び、身近なスポーツとして競技人口がふえることを期待したい。

〈参考文献〉

第1章から第2章

- ・ホームメイト「柔道チャンネル」

〈http://www.judo-ch.jp/kanou_life/kanou/01/〉 2015/10/04

〈<http://www.judo-ch/history/>〉 2015/10/04

〈<http://www.judo-ch.jp/knowledge/charm/>〉 2015/10/04

第3章

- ・全国柔道事故被害者の会(柔道事故の被害者のためのWEB)

〈<http://judojiko.net/knowledge/injury/1865.html>〉

2016/01/18

第4章

- ・小笠原正、塩野宏、松尾浩『スポーツ六法2014』(信山社、2014年)